東京家裁書記官に訊く
― 家事部編 ―

本誌１月号と３月号の特集「東京地裁書記官に訊く」（１月号が「保全・執行・刑事編」，３月号が「民事訴訟手続・破産編」）は，幸いにも好評を博した。

今回は，その姉妹編として，東京家裁の家事部の書記官に取材をさせていただき，家事部編をお送りする。

内容は，①調停・審判申立編，②家事調停編，③家事審判編，④遺産分割編，⑤人事訴訟編，⑥後見センター編に分けて構成をした。④を①～③から独立させたのは，東京家裁では，遺産分割（調停・審判）が専門部に係属し，独自の手続上の運用がなされているからである。また，法改正後の運用が積み重なってきた⑤や⑥についても，これを機会に，東京家裁の手続の運用状況をチェックしていただきたい。

今回も，裁判所における事務の専門家である書記官から豊富な実例を挙げていただき，円滑な事務処理のために，弁護士はどういう点を注意すればよいかを整理した。取材を通じて，家事事件は，手続の種類が細分化しており，時代を反映した法改正も多くなされている割には，地裁に係属する民事事件や刑事事件に比べて参考書籍が少なく，弁護士にとって，手続的な知識が手薄になりがちなのではないかと感じた。

近時，弁護士が代理人に付く家事事件が増えたというのが，書記官の実感であるとのことである。本稿が多くの弁護士に読まれ，家事事件における弁護士の事務処理の円滑化に役立てば幸いである。

なお，本稿に掲載した別紙（家裁作成）は，2009年7月20日以降に，本会のウェブサイト（http://www.toben.or.jp/news/libra/200907.html）からPDFファイルでダウンロードできる。あわせて活用されたい。　（伊藤敬史，臼井一廣）

調停・審判申立編

１　１階の事件受付

(1) 受付時間

午前８時30分から正午までと午後１時から午後５時までです。

一般的には，週明けと週末は混雑しがちで，時間帯としては，午後１時から午後３時までころが一番混むことが多いとのことです。

(2) 取扱事件

次に掲げる事件は，各部で受付を行っており，１階の事件受付で受け付けるのは，これ以外の調停事件および審判事件です。

ア　遺産分割の調停事件（12階：家事第５部）
イ　人事訴訟事件（9階：家事第６部）
ウ　後見関係事件（13階：後見センター）

別紙１：予納郵券一覧

（平21.1.28 家訟庶）

審判 事件種別	合計額	内訳 種類 × 枚数
後見・保佐・補助の開始 任意後見監督人選任	4300円	500円 × 4
		100円 × 5
		80円 × 20
		10円 × 20
未成年後見人選任	2980円	500円 × 4
		80円 × 10
		20円 × 4
		10円 × 10
年金分割	3380円	1040円 × 2
		500円 × 1
		80円 × 9
		10円 × 8
子の引渡	2900円	1050円 × 2
		80円 × 9
		10円 × 8
失踪宣告・同取消し 特別養子縁組 親権喪失 児童福祉法28条事件	2500円	80円 × 30
		10円 × 10
氏の変更・名の変更 戸籍訂正 不在者財産管理人選任	1600円	80円 × 19
		10円 × 8
性別の取扱いの変更	3300円	500円 × 3
		80円 × 20
		10円 × 20
相続財産管理人選任 就籍 遺言執行者選任 養子縁組・離縁	800円	80円 × 9
		10円 × 8
子の氏の変更（子1人につき） 相続放棄・期間伸長 相続の限定承認（相続人1人につき） 遺留分放棄 保護者選任	400円	80円 × 4
		10円 × 8
特別代理人選任 （子供との利益相反）		80円 ×（子の数×6）
		10円 × 8
遺言書の検認		80円 ×（相続人の数×2）－1
		10円 × 8
その他で予納郵便切手総額が800円の場合		80円 × 9
		10円 × 8
その他で予納郵便切手総額が1600円の場合		80円 × 19
		10円 × 8

調停 事件種別	合計額	内訳 種類 × 枚数
遺産分割	2000円	80円 × 20
		20円 × 10
		10円 × 20
その他の調停	800円	80円 × 9
		10円 × 8

人訴	合計額	内訳 種類 × 枚数
	6400円	500円 × 8
		270円 × 2
		200円 × 2
		100円 × 8
		80円 × 2
		50円 × 4
		20円 × 10
		10円 × 10

抗告	合計額	内訳 種類 × 枚数
	3500円	500円 × 6
		80円 × 4
		20円 × 6
		10円 × 6
抗告人，相手方が1名増すごとに下記のとおり追加		
	2300円	500円 × 4
		100円 × 2
		20円 × 4
		10円 × 2

控訴	合計額	内訳 種類 × 枚数
	8850円	500円 × 12
		200円 × 3
		100円 × 13
		80円 × 5
		50円 × 5
		20円 × 10
		10円 × 10
当事者が1名増すごとに下記のとおり追加		
	2080円	500円 × 4
		20円 × 4

(3) 申立て時における留意点

ア　管轄について

調停事件の管轄については，合意管轄で申立てを行う場合は，申立て時に管轄合意書を提出してください。審判事件の管轄については，家事審判規則および特別家事審判規則に規定されていますので，これを遵守してください。

イ　添付書類について

必要な添付書類については，事前に文献や手続案内等で確認してください。

なお，戸籍謄本（記載事項証明書），住民票，登記簿謄本（記載事項証明書）等の公的な証明書類に関しては，原本を提出してください。

ウ　申立手数料について

予納郵券については，申し立てる事件によって額および種別が異なります。**【別紙1】**の予納郵券一覧を参照し，所定の額および種別の予納をしてください。収入印紙および郵便切手は，窓口で立件手続をしている間に地下売店でも購入できます。

エ　申立て書類の提出について

申立て書類の提出自体は弁護士自身による必要はありませんが，事務員による提出の場合には，管轄や申立ての中身に関して，受付担当者が弁護士と直接話をする必要性を感じることがあります。その際には，事務員が所持している携帯電話で連絡をとって弁護士に確認することがありますので，ご協力をお願いします。

オ　緊急を要する事件の申立てについて

遺言（危急時遺言）の確認審判申立事件等の

緊急性のある事件については，できる限り，早い時間帯での申立てをしてください。申立てが遅くなった場合，当日中に進行の協議等ができず，その後の対応に遅れが生じるおそれがあります。また，相続放棄申述事件で熟慮期間切迫等の事情がある場合には，その旨を受付担当者に伝えてください。

カ　当事者が外国人の場合

国際裁判管轄の有無と準拠法についての確認をお願いします。準拠法が外国法である場合には，準拠法の内容が分かる資料を提出してください。また，外国語で記載された資料については，必ず，その翻訳文を付けてください。

2　手続案内室と電話による手続案内の利用について

手続案内では，家庭裁判所が取り扱う事件の申立ての方法や申立て後の一般的な手続の流れに関する情報を提供しています。個別事例の具体的な進行の見込みを聞かれてもお答えしかねますので，この点についてはご理解をお願いします。

3　即日処理審判について

東京家裁では，子の氏の変更許可申立事件等の一部の甲類審判事件について，申し立てた当日に審判書を交付する処理を行っています。この処理に関する留意点は次のとおりです。

ア　添付書類に不足がなく，事案に問題がない場合（父母が親権者を母と定めて離婚をし，その後，子を母の戸籍に入籍させる場合等）に限ります。

イ　申立て書類の提出をしてから審判書の交付を受けるまでに，場合によっては1時間30分程度の待ち時間が必要です。

ウ　原則として，申立人本人（本人が満15歳未満の場合は法定代理人）の来庁が必要です。

エ　事務処理の都合上，午後4時前に申立てを行ってください。

オ　予納郵券は不要です。

4　審判前の保全処分について

審判前の保全処分には各種の類型があります。いずれも，本案となる審判事件の係属（同時申立てでも可）が必要となっていることに，注意が必要です。

参考文献

＜全般＞

①「家事審判法実務講義案［六訂再訂版］」（司法協会）

②「注解 家事審判法［改訂版］」（青林書院）

③「注解 家事審判規則［改訂版］」（青林書院）

④「家事事件の申立書式と手続［第10版］」（新日本法規）

⑤「家事関係裁判例と実務245題」（判例タイムズ1100号）

⑥「設題解説　家事審判法」（法曹会）

＜戸籍関係＞

⑦「設題解説　戸籍実務の処理Ⅰ～Ⅺ」（日本加除出版）

⑧「相続における戸籍の見方と登記手続」（日本加除出版）

⑨「戸籍六法［平成21年版］」（テイハン）

＜渉外事件関係＞

⑩「国際私法の争点［新版］」（ジュリスト）

⑪「基本法コンメンタール国際私法」（日本評論社）

家事調停編

1　申立て時における留意点

(1) 申立て

ア　調停事件の管轄は，相手方の住所地の家庭裁判所もしくは当事者が合意で定める家庭裁判所とされています（家事審判規則129条1項）。管轄の有無を確認の上，申立てを行ってください。合意管轄で申立てを行う場合には，管轄合意書を申立て時に提出してください。

イ　管轄がなく，管轄に関する合意も得られないのに申立てがなされた場合，東京家裁が管轄裁判所への移送の審判を行うことも可能ではありますが，一旦取り下げて，管轄の裁判所に新たに申立てをした方が，時間も早く費用も安くすみます。

ウ　相手方が行方不明で，調停に出頭する可能性がない事案では，調停前置主義との関係においても，調停の申立てを行う必要はありません。

エ　副本の提出は不要です。ただし，調停委員会の指示により，副本の提出を求められることがあります。

オ　本人による申立てがなされた場合，受付で申立書付票**【別紙2】**への記入をお願いします。代理人弁護士による申立ての場合は，交付していませんが，調停を円滑にすすめるために裁判所が必要だと考えている情報の一部ですので，参照してください。

(2) 申立書記載事項

① 住所関係

ア　当事者の住所を記載する際には，郵便番号も記載してください。

イ　当事者の住所が外国にある場合，アルファベット表記（送達のために必要）とカタカナ表記（調書記載のために必要）を併記してください。

ウ　申立人の住所を相手方に秘匿したい場合，その旨を明示してください。ただし，その場合でも，裁判所には住所を知らせてください。代理人が辞任をした場合など，裁判所が申立人と連絡をとれなくなるおそれがあるなどの支障が予想されるからです。なお，申立代理人の事務所を申立人の住所として記載することの可否については，裁判官により判断が分かれています。申立人の住所として代理人事務所が記載されていたり，申立人住所について「東京都以下秘匿」と記載されていたりする申立書が散見されますが，最終的に債務名義（調停調書（成立），審判書または調停調書（不成立））上に，当事者の住所をどのように記載するかは，当事者の意見も充分に踏まえた上で，裁判官が判断しています。

エ　住民票上の住所を調書に記載することを希望する場合，住民票を提出してください。

オ　委任状記載の住所と申立書記載の住所に齟齬がないように注意してください。

② 相手方の情報（暴力のおそれなど）

ア　相手方が暴力をふるう可能性がある場合など，裁判所において対応に注意して欲しい事項等の情報がある場合には，その旨を申立書や申立書付票等に記載するなどして，裁判所に連絡してください。調停の出頭時間に差をもうけたり，調停の部屋を異なる階に設定するなどの両当事者が接触せずにすむような配慮を必要に応じて行っています。

イ　申立人が，シェルターに入っているとか，保

別紙２

申 立 書 付 票

これは事件進行の参考のためのものですから、申立書と一緒に提出してください。あてはまる番号や記号等に○印をつけ（いくつでもかまいません。）、特に重要と思うものには◎印をつけてください。また、空欄には、必要に応じて自由に書き入れてください。

年齢	申 立 人（あなた）	歳	期間	婚姻期間（内縁期間を含む）	年 月
	相 手 方	歳		現在の別居期間	年 月

この問題で、これまで調停や審判を利用したことがありますか。	1 ある。 ア 今も続いている。 イ すでに終わった。 平成＿＿年＿＿月ころ＿＿＿＿家庭裁判所＿＿＿＿支部 申立人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿ 事件番号 平成 年（家 ）第 号 事件名＿＿＿＿＿＿＿＿ 2 ない。
この申立てをすることを相手方に伝えましたか。	1 伝えた。そのときの相手方は ア 家庭裁判所で話し合うことに賛成した。 イ 感情的になり暴力を振るいかねなかった。 ウ 家庭裁判所へ来るかどうかはっきりしなかった。 エ その他（ ） 2 伝えていない。 その理由は ア 話合いに全く応じないから。 イ 暴力を振るいそうで恐かったから。 ウ その他（ ） ※調停をスムーズに進めるため家庭裁判所が相手方に連絡する前に、可能ならば申し立てたことをあなたから相手方に伝えておくことをお勧めします。
相手方は、あなたの現在の住所を知っていますか。	1 知っている。 2 知らない。 あなたの住所を ア 相手方に知られてもかまわない。 イ 相手方に知られたくない。
今回の調停での主な争点は何になると思いますか。	1 離婚すること 2 財産分与又は慰謝料の額 3 生活費のこと 4 子どものこと ア 親権 イ 面接交渉 ウ 養育費 エ その他（ ） 5 その他（ ）
未成年の子どものことで、家庭裁判所で特に気をつけてほしいことがあれば記入してください。	
調停の話合いはうまく進められると思いますか。	1 進められると思う。 2 進められないと思う。その理由は ア 意見があまりにも食い違っているから。 イ 感情的で、意地になっているから。 ウ 家庭裁判所でも暴力を振るうおそれがあるから。 エ 態度がはっきりしなかったから。 オ 家庭裁判所へ来ないと思うから。 カ その他（ ） 3 分からない。

相手方の暴力について記入してください。	1 配偶者暴力に関する保護命令の申立て（DV 防止の申立て）をしましたか。 ア はい。＿＿＿＿地方裁判所＿＿＿＿支部 事件番号 平成＿＿年（配チ）第＿＿＿＿号 イ いいえ。 2 保護命令は出ましたか。 ア はい。 イ いいえ。 3 保護命令の内容は、どのようなものですか。 ア 接近禁止命令（6か月） イ 退去命令（2か月） ウ 子への接近禁止命令 エ 住居付近のはいかい禁止命令 ※ 保護命令が出ている場合は、命令書の写しを提出してください。 1 相手方は、家庭裁判所で暴力を振るう可能性がありますか。 ア ない。 イ ある。

	申 立 人（あなた）	相 手 方
収入はどのくらいですか。	1 月収（手取り） 約 万円 2 賞与 約 万円 3 実家等の援助を受けている。 月額約 万円	1 月収（手取り） 約 万円 2 賞与 約 万円 3 実家等の援助を受けている。 月額約 万円

現在同居している家族などについて記入してください。※申立人、相手方が同居中の場合は、申立人欄に記入してください。

申 立 人（あなた）				相 手 方			
氏 名	年齢	続柄	職業・学年	氏 名	年齢	続柄	職業・学年

家庭裁判所から電話による問い合わせについて	1 あなたの平日昼間の連絡先を記入してください。 ア 携帯電話番号 ― ― イ 連絡先名 自宅・勤務先・その他（ ） 電話番号 ― ― 裁判所名で電話しても よい・差し支える 電話番号通知（186）の有無 必要・不要 2 裁判所から連絡をするに当たり、留意すべきこと（電話できる時間帯等）があれば記入してください。
家庭裁判所への要望があれば記入してください。	
記入者名	氏 名 1 申立人本人 2 その他 申立人との関係： 連絡先（電話番号）：

護命令を得ているなどの具体的な情報もあれば記載してください。

ウ　申立書提出後でも，相手方とのやり取りや，相手方の新たな状況等，調停進行に当たり，裁判所において承知することが相当な情報がある場合には，担当書記官まで適宜ご連絡ください。

③ 第１回期日指定関係

ア　相手方に代理人弁護士が付いている場合には，その旨を記載してください。記載があれば，第1回の調停期日を決める際，相手方代理人とも連絡をとって，日程の調整を行うことができます。

イ　本人の勤務の都合上出頭ができない曜日が固定している場合，あるいは出頭が可能な曜日が固定している場合（例えば，申立人が医師で休診日が木曜日の午後である等），申立書にその旨の記載をしてください。係によって調停の曜日が決まっていますので，申立書に当該記載があれば，当事者が出頭しやすい曜日の係に配てんするように配慮をしています。

④ その他

ア　当事者の氏名（子の氏名等を含め）にはフリガナをふってください。

イ　申立書記載事項に，相手方に伝えたくない箇所（事項）がある場合，その旨を付箋，メモ等で明示しておくと，調停委員は相手方にその情報内容は伝えないように配慮します。

ウ　申立て前に相手方との間で事前に何らかの交渉があった場合には，その経緯を記載してください。

エ　複数の代理人が付いている場合には，申立書において，担当弁護士の頭に「担当」「主任」と記載するなどして（付箋やメモでも結構です。），担当弁護士を明らかにしてください。

(3) 申立て時の添付資料

ア　婚姻費用および養育費の金額が関係する事件においては，経済的資料（源泉徴収票，給与明細等）を提出してください。

イ　婚姻費用および養育費の減額を求める事件においては，過去の収入が比較できるように，単年度ではなく，複数年度にかかる資料を提出してください。

ウ　遺留分減殺請求事件においては，相続関係図（氏名（フリガナ），生年月日，死亡日，続柄，被相続人の最後の住所地を記載），戸籍，遺言書の写し，遺留分減殺請求の通知書を提出してください。

エ　最終的に不動産の登記がからむ事案においては，住民票を一緒に提出してください。

オ　過去に同じ当事者間で調停が成立している場合や，審判を経ている場合は，成立調書等の写しを提出してください。

(4) 当事者が外国人の場合

ア　外国語の資料（結婚事項証明書等）を提出する場合は，必ず日本語訳を付けてください。

イ　準拠法が日本法でない場合には，準拠法の内容がわかる資料を提出してください。

ウ　外国人登録証明書を添付してください。

エ　日本語にどの程度堪能なのかも記載してください。日本語の理解が不十分な場合，可能な限り，外国語に堪能な調停委員を指定するなどし，対応するようにしていますが，通常，調停段階では，通訳人を裁判所が選任することは予定していませんので，必要と思われる場合には，当事者において通訳を適宜同行させるようにしてください。

オ　現在の調停委員の構成で主に対応できる言語としては，英語，ドイツ語，スペイン語，フランス語，中国語などです。

2　第1回期日前における留意点

ア　申立人から，相手方の勤務先に期日通知書を送って欲しいと希望されることがありますが，勤務先に調停のことが知られることで，相手方と裁判所との間，相手方と申立人との間でトラブルになり，調停の進行に支障が生ずる可能性があるので，そのような依頼はご遠慮ください（もっとも，相手方への期日通知書は，裁判所名入りの封筒ではなく，私書箱名入りの封筒で送っています。）。

イ　相手方の実家を送付先にする場合，相手方と相手方実家が同じ名字であっても，「何々方」まで記載してください。そうしなければ，送付物が戻ってくることがあります。

ウ　相手方本人に電話をかけて住所を尋ねるよう，裁判所に依頼をすることはご遠慮ください。書記官が電話をかけると，ほとんどの場合，相手方から事情（申立書に何が書いてあるのか，等）を尋ねられることになります。書記官が申立書の内容を相手方に伝えることはできないので，尋ねられても回答を避けるしかありませんが，それを不快に感じて，相手方が出頭を拒否する結果となりかねないというのが理由です。

エ　相手方の出頭確保が調停をすすめるための最も重要な事項です。調停をスムーズに導入するためにも，相手方に対し，裁判所から連絡がい

別紙３

家庭裁判所で年金分割のための手続をとられた方へ

ー年金分割の請求手続についてー

家庭裁判所の審判，調停又は人事訴訟の手続により年金分割の割合（請求すべき按分割合）が定められた場合に，実際に年金分割制度を利用するためには，当事者のいずれか一方から，社会保険事務所（**共済年金は共済組合等。下記１参照**）において，年金分割の請求（標準報酬改定請求等）手続を行う必要があります。（**家庭裁判所の調停，審判又は判決等に基づき自動的に分割されるわけではありませんのでご注意ください。**）。

特に，年金分割の請求には期限が厳格に定められていますので（請求期限。下記２参照），この期限を過ぎることがないように注意し，速やかに必要書類（下記３参照）を取りそろえた上，**必ず請求期限内に**年金分割の請求手続を行ってください。

記

１　年金分割の請求先

年金の種類（請求の名称）	請　求　先（お問い合わせ先）
厚生年金（標準報酬改定請求）	社会保険事務所（「ねんきんダイヤル」TEL0570-05-1165）
国家公務員共済年金（標準報酬改定請求）	現在勤務している各省庁の共済組合
	退職されている場合は，国家公務員共済組合連合会（**代表**）TEL03-3265-8141）
地方公務員共済年金（標準給与改定請求）	現在所属している共済組合　又は過去に所属していた共済組合
私立学校教職員共済年金（離婚特例適用請求）	日本私立学校振興・共済事業団（共済事業本部広報相談センター相談室（**代表**）TEL03-3813-5321）

※　社会保険事務所等が発行した「年金分割のための情報通知書」の裏面「本通知に関するお問い合わせ先」欄に記載された機関が請求先となりますので，お手元に控えをお持ちの場合にはご確認ください。

２　請求期限（この期限を**経過すると年金分割の請求ができなくなります。**）
請求期限は，離婚成立日の翌日から起算して**２年です。**

〈請求期限の特則〉
離婚成立日の翌日から起算して２年を経過する前に家庭裁判所に申立てをした場合において，離婚成立日の翌日から起算して１年１１か月が経過した日以後（２年が経過している場合も該当します。）に審判が確定し又は調停が成立した場合には，審判確定日又は調停成立日の翌日から起算して**１か月内**に限り，年金分割の請求をすることができます。
※この場合，下記３記載の書類のほかに，審判又は調停の申立てをした日を証する書類（申立日証明書）を社会保険事務所等に提出する必要があります（この証明書の請求方法は，担当書記官にお尋ねください。）。
※離婚の調停又は人事訴訟とあわせて年金分割の申立てをした場合も，請求期限について同様の特則が設けられています。

３　必要書類（各年金制度ごとに必要となります。）

○　審判（判決）が確定した場合
□①　審判（判決）書の謄本又は抄本　１通
□②　審判（判決）の確定証明書　１通
→まだ確定証明書の交付請求をしていない方は，請求方法を担当書記官にお尋ねください。
□③　その他年金分割の請求のために必要とされる書類
→上記１の各請求先（社会保険事務所等）にお問い合わせください。

○　調停（和解）が成立した場合
□①　調停（和解）調書の謄本又は抄本　１通
□②　その他年金分割の請求のために必要とされる書類
→上記１の各請求先（社会保険事務所等）にお問い合わせください。

そのほか，年金分割の請求手続の詳細についてお知りになりたいときは，上記１記載の各請求先（社会保険事務所等）までお問い合わせください。
また，この説明書の内容についてご不明な点などありましたら，担当書記官までお問い合わせください。

きます，ということくらいは事前に伝えておいていただいた方がよいと思います。

３　調停期日における留意点

ア　第１回期日に相手方が出頭しない場合にも期日の変更はせず，第１回期日は，申立人のみから話を聞くのが通常の運用です。

イ　出頭したら，指定された待合室でお待ちください。東京家裁の場合，書記官室に一旦行く必要はありません。調停室に入室していただいた際に，「調停事件出席者カード」の記載をしていただきます。

ウ　身分関係の事件においては，代理人のみではなく，本人も同行してください。調停委員も調査官も，本人から話を聞かないと，その後の進行，流れ等について判断しかねるところがあります。

エ　どうしても本人が出席できない場合には，その理由も合わせて事前に知らせてください。

オ　１期日の所要時間は２時間程度です。

カ　一人の家事審判官が，午前と午後で各10件程度の調停事件を担当しており，同時に進行するため，調停委員会（調停委員２名および家事審判官で構成）の評議が必要となった場合，あるいは合意が成立し，家事審判官が成立した合意の内容を調停条項として読み上げることになった場合，家事審判官が調停室に行くのに，時間がかかることがあります。ご理解ください。

キ　当事者本人の同意があっても，法科大学院の学生の調停の傍聴は認められません。

ク　調停委員の変更の申し出がなされることがありますが，調停委員の変更をすることは原則としてありません。

ケ　裁判所の許可がなければ，事件記録の閲覧・謄写はできないことになっていますが，裁判所が相手方当事者の提出にかかる書面の閲覧，謄写申請を許可することはほとんどありません。

別紙４

離婚調停が成立した方へ

調停離婚は調停成立の日が離婚の日になりますが，そのままでは戸籍には記載されませんので，市区町村（以下「区役所等」といいます。）に，以下の手続をする必要があります。なお，届出に関する詳細な点は，区役所等の戸籍担当部署にお問い合わせください。

１　離婚の届出

調停成立の日から１０日以内に，夫婦の本籍地又は届出人の住所地の区役所等に，調停調書謄本（戸籍記載事項以外の項目が省略されたもの）を添付して離婚届を提出してください。

＊本籍地以外の区役所に届け出る場合は，夫婦の戸籍謄本が必要になります。

＊離婚届には，相手方や証人の署名押印は不要です。

＊正当な理由がなく期間内に届出をしないときは，過料の制裁を受けることがあります。

２　離婚後の氏（戸籍）について

婚姻の際に氏（姓）を改めた方は，原則として，離婚によって，婚姻前の氏（旧姓）に戻ります。戸籍についても，婚姻前の戸籍に戻ることになりますが，自分が筆頭者の戸籍を作ることもできます。

現在の氏（姓）を継続して称したい方は，その旨を届け出てください（戸籍法７７条の２）。この届出は離婚した日（調停成立の日）から３か月以内に行って下さい（離婚の届出と同時でも可能）。この届出をした場合，自分が筆頭者の新たな戸籍が作られます。

ただし，一旦，婚姻中の氏を称してしまうと，婚姻前の氏に戻すには，改めて住所地の家庭裁判所で「氏の変更」の許可を受ける必要がありますから（許可されないこともあります。），氏を選択する場合には，将来のことも考えて，慎重に手続をしてください。

３　離婚後の子供の戸籍の移動について

子供の戸籍は，親権者がどちらであるかにかかわらず，離婚時の筆頭者の戸籍に残ります。

（例）戸籍の筆頭者が夫である場合,親権者が妻となった時でも,子供は夫の戸籍に残ることになります。

筆頭者でない方（例では妻）が，子供を自分の戸籍に入れたい場合，家庭裁判所に「子の氏の変更許可」の申立てをし，その許可の後，区役所等へ「入籍届」を提出する必要があります。なお，届出の際に戸籍謄本が必要な場合があります。詳細は，届出先の区役所等へお問い合わせください。「子の氏の変更許可」申立てについては，裏面をご覧ください（離婚により婚姻中の氏を称した場合でも，「子の氏の変更許可」の申立てが必要となることにご注意ください。）。

- 1 -

別紙５

「子の氏の変更許可」の申立てについて

◎　申立てをする方（申立人）　・子供が１５歳未満の場合　→　親権者
　　・子供が１５歳以上の場合　→　子供自身

◎　申立に必要な書類　①子の戸籍謄本（両親離婚後から現在までの，連続したすべてのもの）
（表面の３に記載した(例)では，離婚した後の元の夫が筆頭者の戸籍謄本）
②母の戸籍に移る場合は母（父の戸籍に移る場合は父）の離婚したときから現在までの連続したすべての戸籍謄本
（表面の３に記載した(例)では，離婚した後の妻の戸籍謄本）

※　ただし，離婚から相当年数が経過した等の場合は，これ以外の戸籍も必要になることがあります。詳細については，申立先の家庭裁判所にお問い合わせください。

◎　申立をする裁判所　子供が住んでいる住所を管轄する裁判所

◎　その他　・申立書を記載する必要があるほか，子供ひとりにつき収入印紙８００円と郵便切手が必要になります（郵便切手の額については，申立先の家庭裁判所にお問い合わせください。）。
・申立書については，最高裁判所のホームページや東京家庭裁判所ＦＡＸサービスで入手することができますので，ご利用ください。
・最高裁判所のホームページ（http://www.courts.jp）
最高裁判所のホームページ →「裁判手続の案内」→「裁判所が扱う事件」「家事事件」→ 審判「４　親子に関する審判」→「子の氏の変更許可」
・東京家庭裁判所ＦＡＸサービス（電話・ＦＡＸ番号 03-3503-4355）
（感熱紙の場合は，必ず普通紙にコピーして記載してください。）

東　京　家　庭　裁　判　所
（代表　０３－３５０２－８３１１）

- 2 -

また，調停委員が調停中にとったメモについては，事件記録ではなく，そもそも閲覧・謄写の許可申請の対象にはなりません。

コ　子供の監護者，親権者の問題に関し，調査官調査を行う場合，必要な書類を速やかに揃えて提出する等，ご協力ください。

サ　婚姻費用および養育費の算定表の運用上の諸問題（住宅ローンがある場合，子供を私立学校に行かせている場合の金額，等）については，後記判例タイムズ記載の論文を参照してください。

４　合意成立後，調停成立前における留意点

ア　期日間に調停条項案を代理人が作り，事前に当事者双方が精査をしていると，合意事項の記載漏れを防げます。できれば２，３日前に，FAXで裁判所に送ってください。

イ「年金分割のための情報通知書」がないと年金分割に関する調停が成立させられません。年金分割のための情報通知書の取り寄せには，３ないし４週間かかることもあるので，ご注意ください。情報通知書は必ず原本を提出してください。

ウ　住宅ローンの残債がある不動産については，当事者間で所有権もしくは共有持分を財産分与により譲渡する旨の合意が成立しても，債権者が所有権もしくは共有持分の譲渡を承認しないことがある（金銭消費貸借契約において譲渡禁止特約がもうけられていることがほとんど）ので，その点について，事前に債権者の承認がおりるかどうかを確認してください。

５　調停成立・不成立

ア　提出された書類の原本の返却は行っていま

せん。

イ　離婚等の届出を本人が行う場合には，当事者向けの説明書**【別紙3ないし5】**を交付しています。代理人に弁護士がついている場合には，説明書の交付は行っていませんが，必要であれば，書記官室に申し出てください。

ウ　離婚調停等の成立後の戸籍の届出は，調停成立の日から10日以内に行うことになっています。裁判所は必要に応じ2種類もしくは3種類の謄本を交付します（合意内容が全て記載された謄本（調停調書謄本），離婚および親権者のみ記載された届出用謄本（省略調書謄本），ならびに年金分割手続のための抄本）。

エ　形式的には調停が取下げで終わっている場合でも，調停段階における話し合いの実態があれば，調停前置主義との関係において，訴訟提起が可能な場合があり，必ずしも不成立の調書がなければ訴訟が提起できないわけではありません。

オ　本人が出頭していなくても，代理人のみの出頭で調停を不成立にすることは実務上まま見られることではありますが，これは，本人と代理人の意思疎通が充分に図られていることが前提であり，最終的には調停委員会の判断によることになります。

　また，相手方が欠席していても，相手方の意思により出席をことさらに拒んでいる場合には，調停を不成立にすることはできます。

6　23条審判

ア　本人も必ず同行してください。

イ　婚姻無効・離婚無効事件においては，届出書記載事項証明書を添付してください。また無効原因事実を詳しく申立書に記載してください。

ウ　親子関係不存在事件と嫡出否認事件においては，懐胎時期の判断のため，母子健康手帳もしくは出生証明書（写し）を提出してください。また，夫婦がいつ不和になり，いつから別居しているかなどの経緯や当事者の接触状況を明確に書いてください。

エ　上記事件において，経緯等が明確でかつ疎明資料も調っていれば，DNA鑑定まで必要とせず，1回の期日で事件が終了することもあります。

参考文献

＜全般＞

①「注解 家事審判法［改訂版］」（青林書院）

②「注解 家事審判規則［改訂版］」（青林書院）

③「夫婦関係調停条項作成マニュアル」（新日本法規）

④「家事審判法実務講義案［六訂再訂版］」（司法協会）

＜養育費および婚姻費用の算定に関し＞

⑤ 判例タイムズ1209号　4ページ乃至11ページ

⑥ 判例タイムズ1208号　24ページ乃至32ページ

家事審判編

1　東京家庭裁判所家事通常部（家事２部･３部･４部）の態勢

東京家裁の家事２部・３部・４部は，調停係と審判係に分かれていて，それぞれ担当も電話番号も別々です。「○部○係をお願いします。」という電話では，担当書記官にたどり着けません。調停係か審判係かを明示してください。

そして，ここで注意したいのは，乙類審判事件は，審判事件ですが東京家裁では調停係が担当しているということです。婚姻費用分担，養育費，面接交渉等の乙類調停事件は，審判に移行した後も，引き続き調停係の同じ書記官が担当しています。ですから，乙類審判事件について「審判係をお願いします。」と言うと，別の書記官につながってしまいます。

電話をかける際には，できるだけ担当書記官宛に，ダイヤルインでお願いします。

2　審理の類型

(1) 書記官による書面照会

ア　対象となる事件

相続放棄，特別代理人選任，遺言執行者選任，離縁許可，遺留分放棄許可等

イ　審判官による審問を，書面化したものです。従って，代理人が付いていても，照会書は本人に送付されます。もちろん代理人に相談のうえ記載してもかまいませんが，署名は本人がしてください。

ほとんどの事件は，照会書のやりとりだけで結論が下され，当事者はあらためて裁判所に出頭する必要はありません。

(2) 参与員による予備審査

ア　対象となる事件

氏の変更，名の変更等

イ　審判官による審問を，参与員の面接（予備審査）で代えています。

当事者が裁判所に出頭し，別室で参与員の面接を受けます。裁判所は結論をその日に渡せるようにしていますが，事案によっては後日郵送になることもあります。

(3) 調査官による事前調査

ア　対象となる事件

養子縁組許可，特別養子縁組成立，就籍等

イ　調査官の調査手続が先行します。それだけで結論が出る場合もありますが，事案によっては改めて審問が開かれる場合もあります。

(4) 審判廷における審問

ア　対象となる事件

遺言書検認，遺言執行者解任等

イ　審判廷で，審判官により審問手続が行われます。

3　各種事件についての留意点

(1) 相続放棄

ア　戸籍の準備

相続の順位によって必要な戸籍は違います。

相続放棄の場合に限らず，相続関係事件に必要な戸籍の範囲は，**【別紙6】**のとおりです。ただし，事案によっては，ここで省略を認められている戸籍も提出を求められることがあ

別紙6

相続関係事件において提出を求める戸籍の範囲

1　申立人が被相続人の相続人であることが確認できればよい場合
【相続放棄・期間伸長事件】

ア　申述人又は申立人（以下「申立人」という。）が**第1順位**の場合
　①　被相続人の死亡時の戸籍
　②　申立人の現在の戸籍
　③　上記①と②の申立人の生年月日，両親の記載等を対比して，申立人と被相続人の親子関係が明らかでないときは，両者が同籍している戸籍

イ　申立人が**第2順位**の場合
　①　被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
　　＊　被相続人の出生からの戸籍を提出する場合，被相続人が13歳以前の戸籍は省略することができる。
　　この取扱いは以下同様である。
　②　第1順位の相続人の戸籍（死亡している場合は除籍等）
　③　申立人の現在の戸籍

ウ　申立人が**第3順位**の場合
　①　被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
　②　第1順位の相続人の戸籍（死亡している場合は除籍等）
　③　被相続人の直系尊属の戸籍（死亡している場合は除籍等）
　　＊　被相続人の直系尊属の戸籍を提出する場合，
　　A　被相続人の親が生存していると仮定して96歳以上であるときは，その親の更に親の戸籍の提出を省略することができる。
　　B　被相続人の親が生存していると仮定して87歳以上であるときは，その親の更に親の死亡の事実を記載した電話聴取書等で処理することができる。この場合，当該親の死亡の事実，年月日，経緯，情報源等について聴取する。
　　この取扱いは以下同様である。
　④　申立人の現在の戸籍

エ　**代襲相続**があった場合
　①　被代襲相続人の死亡時の戸籍
　②　代襲相続人の現在の戸籍
　③　上記①と②の代襲相続人の生年月日，両親の記載等を対比して，代襲相続人と被代襲相続人の親子関係が明らかでないときは，両者が同籍している戸籍

2　被相続人の全相続人を確認する必要がある場合
【限定承認・遺言書検認・遺産分割事件】

ア　相続人が**第1順位**の場合
　①　被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
　②　相続人の現在の戸籍

イ　相続人が**第2順位**の場合
　①　被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
　②　第1順位の相続人の戸籍（死亡している場合は除籍等）
　③　相続人の現在の戸籍

ウ　相続人が**第3順位**の場合
　①　被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
　②　第1順位の相続人の戸籍（死亡している場合は除籍等）
　③　第2順位の相続人の戸籍（死亡している場合は除籍等）
　④　被相続人の実父母・養父母の出生から死亡までの連続した戸籍
　⑤　相続人の現在の戸籍

エ　**代襲相続**があった場合
　①　被代襲相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
　②　代襲相続人の現在の戸籍

3　再転相続の場合
再転相続の被相続人，相続人につき，上記1，2の基準による。

4　前件戸籍の参照
前件で提出済みの戸籍は，重ねて提出することを要しない。

ります。

イ　照会書の発送

代理人が付いていても本人に送ることは，記述のとおりです。

ウ　受理通知書

代理人が付いていれば，代理人に送ります。

エ　受理証明書

受理証明書が必要な場合は，あらためて請求してください。

相続放棄申立事件の代理人は，当該事件の受理証明書の交付請求もすることができます。

受理証明書は，1通につき収入印紙150円が必要で，交付請求の用紙は裁判所に備え付けてありますから，印紙と印鑑を持参すれば，原則としてその場で発行されます。

相続放棄の記録が部にあるうちは，部で発行しますが，記録が記録係に引き継がれた後は，記録係（13階）で発行します。

(2) 遺言書検認

自筆証書遺言につき，法定相続人に立会いの機会を与えた上，審判官は，東京家裁の審判廷で，封がしてある遺言書については開封し，封がしていない遺言書についてはそのまま示して，出頭当事者に対し，筆跡，印影等につき尋ねた上で，遺言書の写しを取って，検認調書の形で記録上残しておきます。

遺言書の有効，無効を決めるものではなく，筆跡や印影の対照等も行いません。

遺言書は，申請により手続終了後15分くらいで，検認済証明書を付けて申立人に返却されます。

封がしていない遺言書の場合は，申立てに際してコピーを付けてください。書記官としては，受遺者の有無や，遺言書の長さ等を予め知っておきたいからです。

(3) 遺言執行者選任

申立人と遺言執行者の候補者に対して，照会書を

送って事情を聴取します。

候補者については，当事者から適当な人を記載してください。

遺言執行者に弁護士が選任される場合，審判書には弁護士の住所と氏名が記載されます。住所の記載がないと，登記関係で法務局が受け付けない可能性があるからです。弁護士事務所を併記することもあります。

なお，破産管財人のような証明書を発行してもらいたいという要望がよくありますが，破産規則のような明文がないため，発行していません。

(4) 遺言執行者解任

甲類審判ですが，実際上，申立人と遺言執行者が対立構造をとるため，遺言執行者へ送付する分の申立書等の副本を求めることもあります。

(5) 失踪宣告・同取消

ア　3つのセンター（免許証，犯罪歴，職安）へ，「3点セット」の照会を行います。その後，調査官の調査を経て，公示催告相当ならば，官報公告料の予納を求めた上，7か月程度の期間を付けて公示催告をし，公示催告期間中に誰からも何らの申し出もなければ，失踪宣告をします。

失踪宣告取消のときには，「3点セット」の照会と公示催告は必要ありません。

イ　失踪宣告審判が確定したとき，書記官は遅滞なくその旨を公告し，かつ，不在者の本籍地の戸籍事務管掌者にその旨を通知します。

申立人は，審判確定の日から10日以内に，失踪宣告審判書謄本および確定証明書を添付して，失踪届をしなければなりません（報告的届出）。

(6) 氏の変更・名の変更

申立ての時に資料を付ける必要がありますが，少なくとも，予備審査のときには参考資料を持参してください。

いわゆる「複合氏」への変更を求める場合は，配偶者の母国法で複合氏が認められている旨の当該母国法の法文等の資料の提出を求められることがあります。

参考文献

①「家事事件の申立書式と手続」（新日本法規）
②「甲類審判」（大阪弁護士会）
③「家事審判法実務講義案［六訂再訂版］」（司法協会）
④ 戸籍のシリーズ（加除出版）

遺産分割編

1　はじめに

(1) 遺産分割は専門部に係属

東京家裁では，平成14年から，家事5部が遺産分割の専門部となり，以後，遺産分割事件については全て家事5部に係属することになっています。

(2) 受付の窓口

ア　遺産分割調停の申立ては，東京家裁12階の家事5部で直接受け付けています。

イ　これに対して，遺産分割審判の申立ては，1階の事件受付係が受付窓口となっています。

調停と審判とで，受付窓口が異なっていますので，注意が必要です。

ウ　なお，郵送による申立ての場合には，調停でも，審判でも，1階の事件受付係が窓口となっています。

(3) 家事5部の取扱い業務

ア　家事5部では，遺産分割と寄与分を定める処分を取り扱っています。

イ　遺留分減殺請求については，通常部の取扱いとなります。

受付の段階で，遺留分減殺請求と遺産分割を一緒に申し立てる例が見られますが，別の手続で申し立ててください。

ウ　祭祀承継も，通常部の取扱いとなります。祭祀承継についての紛争性が強い場合には，別の手続で申し立てるようにしてください。

(4) 立件の基準

ア　立件の単位は，遺産分割は被相続人ごとに立件し，寄与分は主張する人（申立人）ごとに立件します。

イ　審判手続では，当事者からの準備書面で寄与分の主張があっても，判断しません。寄与分について判断するには，事件の立件が必要になります。

(5) 未分割の遺産～特に可分債権について

ア　遺産分割事件では，未分割の遺産がなければ立件できません。

可分債権は，相続開始時に法律上当然に相続人間で分割されるので（最判昭29. 4. 8），未分割の遺産にはあたりません。

イ　遺産が預金債権しかない場合

実務上よく問題となるケースとして，申立人の主張する遺産分割の対象が預金債権しかない場合があります。この場合，預金債権は可分債権なので，未分割の遺産にあたらず，調停・審判の手続に付せないのではないかが問題となります。

調停については，当事者の合意により遺産の範囲，評価，分配方法を定める手続なので，遺産分割の対象が預金債権しかなくても，手続に付すことができます。

これに対して，審判については，特に当事者間の合意が得られない限り，手続に付すことができません。ただし，遺産分割の対象が預金債権だけで審判の申立てがなされた場合でも，申立人が強いて希望する場合には，要請受理で受け付けることはあります。

なお，郵便局の定額貯金については，預金から10年間は原則として払い戻しができないので（旧郵便貯金法52条1項，57条1項），不可分債権的な扱いになります。

(6) 遺言書のある場合

ア　遺言書を見れば，誰がどのように取得するのかが明らかであれば，遺産分割をなし得ません。しかし，調停ないし審判を申し立てるケースが見られます。このような場合には，取下げを勧告することがあります。

イ　例えば，遺言書に全部の遺産を特定の者に「遺贈」する旨の文言があった場合，遺贈の対象となった財産は，遺言の効力発生時に受遺者に所有権が移転するので（民法985条1項），遺産分割の対象となる遺産が存在しないことになります。

ウ　また，例えば，遺言書に全部の遺産を相続人の1人に「相続させる」旨の文言があった場合，原則として，遺産分割方法の指定がなされたものであり，遺言の効力発生時に所有権が確定的に移転すると解されるので（最判平成3年4月19日，判時1384号24頁），遺産分割の対象となる遺産が存在しないことになります。

エ　ただし，例えば，遺言書があっても，被相続人が死亡する前に受遺者が死亡した場合には，その文言が「遺贈」であれば，遺言が失効するので（民法994条1項，995条），遺産分割をすることができます。

　これに対して，その文言が「相続させる」のときは，解釈上争いがありますが，遺言書中に「受遺者Aが死亡した場合にはAに代わってAの子Bに相続させる」旨の文言がない限り，民法994条1項を類推適用して，遺言者の法定相続人全員に相続されるとする裁判例があります（東京高判平成11年5月18日，金判1068号37頁等）。これによれば，遺言書中にそのような文言がない限り，遺産分割をすることができます。

column ―コラム―

速やかな戸籍謄本の取得

　申立人代理人が戸籍謄本を提出しないために，半年以上も期日が入らないケースもあったという。それは極端な例であろうが，弁護士としては，依頼者の利益のためにも，被相続人が出生してから死亡するまでの連続した戸籍謄本の取得を速やかに行えるようにしたいところだ。

　戸籍制度の変遷は，以下のとおりである。かつての戸籍制度を「碁へ行く妻子（5，19，31，4）」とゴロで覚えるといいですよと，書記官が教えてくださったので，これを機に覚えて，各時代の戸籍の見方がわかるようにしておきたい。

戸籍制度の変遷

明治　5年～壬申戸籍と言われる。財産状況や犯罪歴も記載されており，現在ではとることができない。

明治19年～現在とることのできるものの中では，最も古い。除籍制度が設けられた。父母欄がなければ，この時代の戸籍。

明治31年～父母欄が設けられた。「家」を基本とする戸籍制度。戸籍簿とは別に，身分登記簿が設けられた。「戸主となりたる原因及び年月日」の欄があれば，この時代の戸籍。

大正　4年～身分登記簿が廃止され，戸籍簿に一本化された。

昭和23年～現行の戸籍簿。基本単位が「家」から「夫婦」になり，「戸主」を廃止して「筆頭者」を設けた。戸主欄がなければ，現行の戸籍。

平成　6年～以降，徐々にコンピュータ化。

2　調停について

(1) 申立てにあたっての留意点

ア　調停前置ではありませんが…

遺産分割事件は，調停前置主義の適用がありませんが，一般的には調停による解決が望ましいため，いきなり審判の申立てがなされた場合でも，運用上は，調停の申立てをするよう促すことが多いようです。

イ　戸籍謄本の添付

申立書に添付する戸籍謄本は，被相続人が出生してから死亡するまでの連続したものが必要です。

戦災により戸籍簿が消失したり，保存期間が過ぎているために戸籍謄本を取得できない場合は，その証明書を役所に発行してもらい提出してください。

家督相続のもとでの戸主制度の戸籍が抜けているケースが見受けられますが，この場合は，家督相続の届出の年月日を探してください。前戸主が書いていない場合，「分家」という文言を探すとよいです。

ウ　遺産目録，その疎明資料

申立てにあたっては，遺産目録の提出が義務づけられています（家事審判規則104条）。

また，遺産の疎明資料として，不動産の登記簿謄本，預貯金の残高証明書，通帳の写しなどを提出してください。

エ　すでに不動産の相続登記がされている場合

遺産中の不動産につき，申立ての時点で，法定相続分に応じた相続登記がなされている場合，登記簿上は，それが遺産分割を経た結果かどうかわからないので，裁判所から代理人に確認をすることになります。そのあたりの実情を予め申立書に記載しておくと，手続が円滑に進みます。

オ　行方不明の相続人がいる場合

行方不明の相続人がいる場合，不在者財産管理人の選任が必要です（家事審判法9条1項甲類3号，民法25条1項）。行方不明の期間が7年以上の場合には，失踪宣告の申立てを求められることもあります（家事審判法9条1項甲類4号，民法30条1項）。

(2) 申立て後第1回期日前の留意点

ア　書記官による事情聴取（インテーク）

東京家裁では，担当書記官が事前に申立人（申立人代理人）から事情を聴取して，手続の大まかな方向性（委員会調停か単独調停か※）等を決めるようにしています。

申立人代理人が直接，東京家裁に赴いて申立てをする場合には，その場で担当書記官が事情聴取をすることもあります。事情聴取のための予約は必要ありません。ただし，担当書記官が審判に立ち会い中の場合等には，その場で事情聴取をできないこともあります。そのときは，後日，電話で行うことになります。

※委員会調停と単独調停

調停委員と家事審判官（裁判官）により構成される調停委員会による調停（委員会調停）が原則ですが，例外的に裁判官のみによる単独調停が行われることもあります。

例えば，被相続人の長男が遺産の名義を勝手に変えたというような遺産性に争いがある場合，調停による解決は難しく，証拠に基づき事実認定がされる訴訟になじむので，単独調停に付した上で，調停申立ての取下げを勧告することがあります。

別紙７

東京家庭裁判所家事第５部　係
回答期限　　月　　日
平成　　年（家イ）第　　号（調停期日　平成　　年　　月　　日）

回　答　書

氏名
住所〒
電話番号　　職業

1　被相続人（亡くなった人）についてお伺いします
(1)　死亡時の病名は何ですか（　　）
(2)　療養期間はどのくらいですか（昭・平　　年　　月から昭・平　　年　　月まで）
(3)　被相続人と同居していた者はいますか
□　いない　□　いる→（氏名　　）
(4)　被相続人の職業はありましたか
□　無職　□　職業あり（　　）
(5)　被相続人の身の回りの面倒をみていた者がおりましたか
□　いない　□　いた（氏名　　）
2　被相続人は遺言書を作成していましたか
□　遺言書はなかった
□　遺言書を作成していた→□　公正証書遺言
□　被相続人の自筆証書遺言
→裁判所での検認手続をしましたか
□した（　家庭裁判所　　支部平成　　年(家)第　　号）
□未了
□不明→自筆証書遺言はだれが保管していますか
（　　）
□　わからない
3　相続人の間で，遺産の分け方について話合いをしましたか
□　話合いはしていない
□　話合いをした→　□　話し合ったがまとまらなかった
□　話がまとまり書面に記載した
→（回答書と一緒に書面の写しを送付してください）
4　相続人は，同封した相続関係図に記載されているとおりですか
□　そのとおり
□　違う→　□　相続人でない人がいる（違う人の氏名　　）
□　このほかにいる（　　）
□　わからない
5　遺産は，同封した遺産目録記載のとおりですか
□　そのとおり
□　違う→次のものは遺産ではない（遺産目録の番号を記載してください）
土地　　番，建物　　番，預貯金等　　番
次のものも遺産である
（　　）
6　被相続人に負債がありますか
□　ない
□　ある（だれに対しどのような負債がいくらあるかを記載してください）

□　わからない
7　遺産は，だれが管理していますか
□　申立人　　（何を　　）
□　相手方　　（何を　　）
8　遺産の分け方について伺います
(1)　遺産の取得を希望しますか
□　現物の取得を希望→（土地　　番，建物　　番，預貯金等　　番）
□　金銭でほしい
□　取得を希望しない→□　相続分を相続人　　に譲り渡したい）
□　相続分を他の相続人に分けてよい
□　まだ決めていない
(2)　分割方法について他に希望があれば具体的に書いてください

9　被相続人の生存中に，不動産やまとまった金銭などをもらった相続人がいますか
□　いない
□　いる

氏名	贈与された財産・その時期	証明する資料
		あり・なし
		あり・なし
		あり・なし
		あり・なし

10　遺産分割の話合いが相続人間でまとまらなかったのはどうしてだと思いますか（具体的に記載してください）

11　その他，裁判所に知っておいてほしい事情や気をつけてほしいことがあれば，記載してください（健康状態，生活状況等）

イ　調査官による調査（インテーク）

書記官による事情聴取後，調査官がインテークをします。

調査官は，判断能力に問題のある当事者がいるか，当事者の出頭の可能性があるか等を調査します。当事者の判断能力に疑問がある場合には，第１回期日から調査官が出席し，診断書（成年後見開始審判申立ての際と同じ書式）の提出を求められることがあります。また，当事者の出頭の可能性がない場合には，調査官が出頭勧告をすることもあります。

ウ　期日指定

当事者に代理人がついている事案では，代理人の都合を聞いて期日を指定します。

相続人間の事前の交渉等から，相手方にも代理人がつくことが明らかな場合には，相手方の代理人の都合も聞いて期日を決めています。

期日が決まると，期日通知書に照会書・回答書**【別紙７】**を同封して，相続人全員に送ります。代理人の中には，照会書・回答書を自分宛に送付するように希望する方もいるので，事前にそのような希望を確認できた場合には，尊重しています。

エ　準備書面

東京家裁では，当事者主義的運用を図るために，遺産分割調停の期日前に，当事者（代理人受任事件）に主張書面（準備書面）の提出を求める運用をしています。

(3) 調停期日における留意点

ア　中間合意調書

調停期日において，遺産の範囲，評価等について合意ができた場合，中間合意調書を作成しています。例えば，不動産の評価に争いがある場合，鑑定を行うことがありますが，鑑定に入る前に，鑑定費用の負担等について，中間合意調書を作成することがあります。

イ　遺産目録の再提出

遺産分割調停中に，新たな遺産が判明するなどして遺産の範囲が変わる場合は，あらためて遺産目録を提出してください。

ウ　調停委員会の構成

遺産分割調停の場合には，法律的な論点が多いので，調停委員のうち1人は弁護士が入るように運用しています。

エ　調査官の関与

次のような場合，家裁調査官の調査等が有効です。

例）寄与分や特別受益の主張があるものの，前提となる事実関係に争いがあったり，当事者間の対立が激しく意見調整が困難であったりする場合→調査官が事実を調査して調整的に関与する。

例）判断能力に問題のある当事者がいる場合→調査官が期日に立ち会い進行を援助し，能力の程度を確認して後見開始手続等の申立てを促す。

例）なかなか出頭しない当事者がいる場合→調査官が出頭勧告や意向調査をする。

(4) 調停成立時の留意点

ア　調停条項案の提出

調停成立の見込まれる期日の前に，申立人代理人側が調停条項案（骨子でも可）を作成しておくと，手続が円滑に進みます。

遺産分割調停の場合には，①誰が（相続人），②何を（遺産の内容），③どのように（分配の割合），④どうするか（分配作業）が調停条項の4本柱です。

なお，東京家裁では，ウィルスの関係でパソコン・データによる提出を求めていません。

イ　登記条項

遺産分割の結果として登記手続が必要となる場合，調停調書に基づき登記手続ができるように，登記条項については注意深く点検しています。

a）不動産の名義が被相続人のままになっている場合

この場合は，不動産を取得する相続人の取得条項だけを記載すれば足ります。

例）「申立人は，別紙遺産目録記載の土地を取得する。」

b）相続人全員により法定相続分による登記がなされている場合

この場合は，調停の結果，相続人の1人が不動産を相続するときは，他の相続人につき法定相続分の移転登記義務を明記する必要があります。

例）「申立人は，別紙遺産目録記載の土地を取得する。相手方は，申立人に対し，別紙遺産目録記載の土地について，本日付け遺産分割を原因とする相手方持分2分の1の全部移転登記手続をする。」

ウ　双方代理の場合の申述書

弁護士が複数の相続人から受任している場合，双方代理になるので，調停成立の段階では，1人を除いて辞任するか，相続人に双方代理に異議がない旨の申述書を提出してください。申述書は，定型のひな形が裁判所にあります。

エ　調停調書

遺産分割事件では，登記申請の際に謄本では受け付けられないため，調停調書の正本を交付しています（審判の場合の審判書も同じです。）。

※正本と謄本

正本は，裁判所に保管している原本と同一の内容かつ同一の効力を有することを認証した書面です。謄本は，原本と同じ内容であることを証明した書面です。このように効力としては，原本と同一の効力を有するか否かという点が異なり，表示

上の違いとしては，認証文言が正本か謄本かということになります。家裁では，基本的には謄本を交付していますが，遺産分割事件では原則，正本を交付しています。

3　審判について

(1) 審判と調停の関係

前述のように，遺産分割事件では，調停前置主義の適用はないものの，調停の方が審判よりも，分割方法の柔軟性等の点でなじみやすいため，審判の申立てがされた場合でも，調停の申立てを促すことが多いです。また，審判を経たケースでも，半数くらいは調停に付されています。

(2) 審判における遺産の範囲

調停では，必ずしも遺産適格性を有しない財産を含めて解決することができますが，審判では，原則として，遺産分割としての適格性を有する遺産に限られます。

例えば，預貯金や遺産からの収益（もっとも，当事者間で合意があれば遺産分割の対象となります。），相続人の固有財産，葬儀費用，遺産管理費用，遺産債務等は審判の対象となりません。

(3) 審判における分割方法

ア　現物分割

審判では，現物分割が基本です。

イ　代償分割

現物分割が難しい場合には，代償分割によることができます（家事審判規則109条）。代償分割の場合，代償金の支払能力を確認することになっています（最判平成12年9月7日，家月54巻6号66頁参照）。

ウ　換価分割

現物分割も代償分割も難しい場合，審判において遺産の競売（中間処分による場合は任意売却もあり得ます。）を命じる換価分割がなされます（家事審判法15条の4）。

例）相続人に代償分割の債務負担能力がない場合

例）不動産に多額の抵当権が設定されていて相続人に返済能力がない場合

(4) 審判期日における留意点

ア　代理人が主張書面の提出期限を守らないために，審判が長期化するケースが見られます。提出期限を厳守してください。

イ　遺産分割では，代理人の提出した主張書面が本人の意向と違うと言われて問題となるなど，代理人と本人との意思の疎通ができていないケースが見られます。本人が出席しない場合でも，意思の疎通を十分に図ってください。

参考文献

①「遺産分割事件処理の実情と課題」（判例タイムズ1137号）
※平成16年のものだが，東京家裁家事5部の運用が詳細に紹介されている。
② 西山國顕著「渉外相続法とその登記実務」（文芸社）
③ 伊波喜一郎ほか著「わかりやすい戸籍の見方・読み方・とり方」（日本法令）
④「遺産分割事件における進行管理事務の研究」（裁判所書記官研修所（現裁判所職員総合研修所））平成8年度
⑤「家事調停条項事例集［新訂］」平成14年3月

人事訴訟編

1　はじめに

(1) 事件の数

約80％が離婚で占められており，その他離縁，認知，婚姻無効，遺言無効等となっています。

(2) 民事訴訟の一類型

人事訴訟も民事訴訟の一類型です。ただし，通常の民事訴訟と「同じところ」と「違うところ」を強く意識する必要があります。

(3) 調停手続との関係

調停部と人訴部は全く別の裁判所と考えてください。調停の事件記録（書類）が当然に引き継がれるといったことは一切ありません。ですから，人訴事件において，添付書類を出し直す必要がありますし，調停で調査官の調査があった場合には，人訴手続の中であらためて証拠として提出しなくてはなりません。

2　訴え提起時における留意点

(1) 受付窓口

人訴事件の受付窓口は，9階の家事6部書記官室になります。1階の事件受付ではないことに注意が必要です。

(2) 専属管轄

離婚訴訟の土地管轄は，原告または被告の普通裁判籍を有する地等を管轄する家庭裁判所の管轄に専属します（人訴法4条1項）。合意管轄や応訴管轄が認められないことに注意が必要です。なお，先行した調停事件が係属した場合であって，特に必要性が認められるとして上記専属管轄に属しない庁において受理して審理するのは，実務上においては例外中の例外となっています（人訴法6条「特に必要があると認める」）。

(3) 印紙代（訴訟物の価額）の計算方法

ア　出発点：離婚請求だけ

訴額を一律160万円とみなす → 印紙代は1万3000円となる。

イ　慰謝料請求を併合する場合

慰謝料額が160万円まで → 同様。

慰謝料額が160万円を超える → 印紙代は慰謝料の額を基準にして決定する。

ウ　その他を併合する場合

養育費の併合…子ども1人につき，1200円を加算する。

財産分与を併合… 一律1200円を加算する。

年金分割を併合… 一律1200円を加算する。

(4) 請求の趣旨の書き方（通常訴訟との相違点）

ア　離婚に伴う慰謝料を求める場合

遅延損害金の起算点…「訴状送達の日の翌日から」ではなく「判決確定の日から」

仮執行宣言…離婚することによって発生するから判決の確定が必要 → 仮執行宣言を求めることができません。

イ　財産分与と損害賠償請求

訴額が変わってくるので，損害賠償請求と財産分与を分けて記載してください。

(5) DV 事件の場合

ア　家裁は特に配慮をします。住所を秘匿したい

場合，弁護士の事務所の記載による代替が認められる場合もありますので，事前に相談してください。

イ　被告の住所が23区内にない場合，管轄の認定のために，区内に住んでいることを示す公的な書面の添付が求められます（例：電気代の請求書，住民票）。ただし，その一部を黒塗りにして住所詳細についての特定を避けることが認められています。

(6) 外国人が当事者の場合

ア　被告が外国人の事案では，「日本における最後の住所地」が東京23区内の場合に管轄が認められます。また，外国人で日本に住んだことがない人の場合も，千代田区が住所地と認定されることになるので，東京家裁に管轄があります。さらに，原告の住所が23区内にある場合には被告の住所地にかかわらず，東京家裁に管轄があります。

イ　外国への送達が必要な場合は，その手続に早くても半年，国によっては2年間ほどかかることがあります。なお，被告が外国人で外国への送達が必要な場合には必ず翻訳文を付けてください。最高裁判所を経由して，当該外国との関係で定められた手続により送達を行います。所在不明等で被告が受け取ることができない場合には，公示送達を行うことになります。

ウ　離婚そのものに関する事件処理についての適用法規は，同一国籍の外国人同士の離婚の場合を除き住居地法として，日本法が適用されることが大多数です（法の適用に関する通則法27条，25条）。なお，外国法が適用される場面が多い事件の例としては，親権者の指定などをあげることができます（同法32条）。

3　第1回口頭弁論期日に向けた準備における留意点

(1) 照会書への回答は早めに

書記官は，訴訟の進行の予定を立てる際に，3種類の「訴訟進行に関する照会書」（「原告用」，「被告用」および調停段階で被告側に代理人が付いていた場合に当該代理人に照会する「調停の代理人用」）から得られる情報を参照します。ですから，速やかな訴訟進行のためには，照会書への迅速な回答が望まれます。

(2) DV等で警備が必要な事案

事前に当事者に関する情報として，家庭内においてDVがあったとか，普段から暴力的であるといった情報が寄せられた場合には，書記官としては，当該期日に書記官室においても複数の書記官を法廷に配置する，あるいは事務局等と協力し警備を要請するといった対応を考えます（法廷においても具体的危険が予想される場合には法廷警備員等も依頼するなどの対応も考えます。）。代理人の付かない本人訴訟の場合に，懸念される頻度は高いとは言えます。幸い，東京家裁においては，現在までに，大きな事故に至ったといった事例はありません。

4　第1回口頭弁論期日における留意点

(1) 予定されている時間（10分ないし30分）

同じ時間帯に別の事件が指定されることはありま

せん。すでに調停を経ているので，一応の論点整理はできており，第1回期日から実質的な審理に入ることが可能な場合が多くあります。第1回期日における所要時間は，通常で10分ないし15分が予定され，事案によっては30分が予定されることもあります。

(2) 自白法則の不適用

人訴法は職権探知主義を採っているので，立証活動なしでの欠席判決は許されません（同法20条，19条，民訴法244条）。被告の欠席が予想される場合で第1回口頭弁論期日での終結を希望するのであれば，原告代理人としては，原告および被告の収入を示す資料（源泉徴収票，賃金センサス等），原告本人尋問の申出書および陳述書等，結審する前提として必要な様々な書証の送達まで事前に完了させておく必要があります。

5　証拠調べについての留意点

(1) 銀行への調査嘱託の成否

銀行の対応はまちまちです。本人の同意がないと断られる例が少なくありません。口座調査は，事前にしておくことが望まれます。

(2) DV事案

事前の上申があれば，遮蔽措置等を行います。

(3) 調査官の調査のために必要な資料

調査期限が決まっているため，母子手帳等の調査官の調査のために必要な資料期限の厳守をお願いします。

6　和解における留意点

(1) 和解後の創設的届出手続を忘れずに

本人訴訟の場合には，離婚や離縁について和解が成立したときに，書記官から本人に対し戸籍の届出方法についての詳細な説明をしますが，代理人が付いている場合には，代理人から当事者等に説明がなされることを前提に，そのような説明は省略する運用となっています。代理人としては，和解調書の謄本を申請し，市役所等への届出を迅速に行うことが望まれます。なお，戸籍の届出に必要な離婚と親権者指定の事項だけを記載した謄本（省略謄本）の交付を申請することもできます。

7　控訴における留意点

印紙の計算は複雑な場合があるので，事前に担当書記官に確認していただくことも考えられます。

8　保全についての留意点

ア　人事訴訟に関する保全事件については，家事6部において，受付から事件の処理まですべて行います。

イ　保全事件のほとんどは，仮差押え事件です。印紙，予納郵券，保証金の額についての基準は，東京地裁と同じです。

参考文献

○「東京家庭裁判所における人事訴訟の審理の実情［改訂版］」（判例タイムズ社）

後見センター編

1　後見の申立における留意点

(1) 手引の入手

まずは窓口で「後見・保佐・補助　開始申立セット」(茶封筒) をもらうことからスタートです。その中にある「手引」を熟読すれば，制度の仕組みと手続の流れが分かり，必要な書式一式も入っています。WEBからのダウンロードも可能です。

なお，立川支部の書式は同様ですが，他庁に関しては別書式となります。

<後見センター> (PDF)

http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/koken-shoru:/koken-seinen-tebiki.pdf

<本会会員専用ページ> (電子データ)

https://www.toben.or.jp/members/

(2) 事前に依頼者に説明するべき事項

ア　費用

鑑定費用10万円程度，その他含め約11万円です。

イ　時間

標準的なケースで2～3か月です。

(3) 申立の予約

ア　「郵送」や「予約なし」でも事件は受理されますが，予約をすると，即日面接が受けられ，手続を迅速に進めることができます。

イ　時間帯

午前の枠は9時半から，午後の枠は1時からです。所要時間は2時間が目安です。

ウ　印紙・郵券

事前に準備しておくのが望ましいですが，手続の合間に地下の売店で購入することも可能です。

エ　鑑定費用の予納

即日，18階の保管金係に納められるよう準備してください。

オ　申立人および候補者を同行するのが原則です。

裁判所が事実確認をする相手方（対象）は，おもに申立人だからです。申立代理人が成年後見人に就任することも可能ですが，別の人物が就任する場合，その候補者も同行することが望ましいです。同行しない場合，別期日を指定されることになります。

カ　本人の同行

必須ではありませんが，保佐・補助の場合に

column ―コラム―

後見センターとともに後見制度を担う！

書記官の立場から見て，弁護士が成年後見人に就任するのが望ましいと思われる事案が増えているそうである。例えば，被後見人が高額の財産を有している事案，親族間で財産の管理方法につき争いがある事案，本人が交通事故に遭って植物状態になってしまい，訴訟の提起が必要な事案，一人暮らしの高齢者の認知症が急に進み，財産の保全や調査が困難な事案など。いずれも，高度な法的知識とバランス感覚が必要とされ，まさに法律専門職である弁護士の活躍が期待される分野である。書式の整備による定型化と省力化，研修制度の確立による人材の確保，定期的な勉強会の開催によるカイゼン活動，そして，適正な報酬額の確保。裁判所と弁護士(会)は，お互いの英知を結集する協働作業によって，「後見」という狭義の司法作用に収まりきらない分野を開拓していく必要がある。

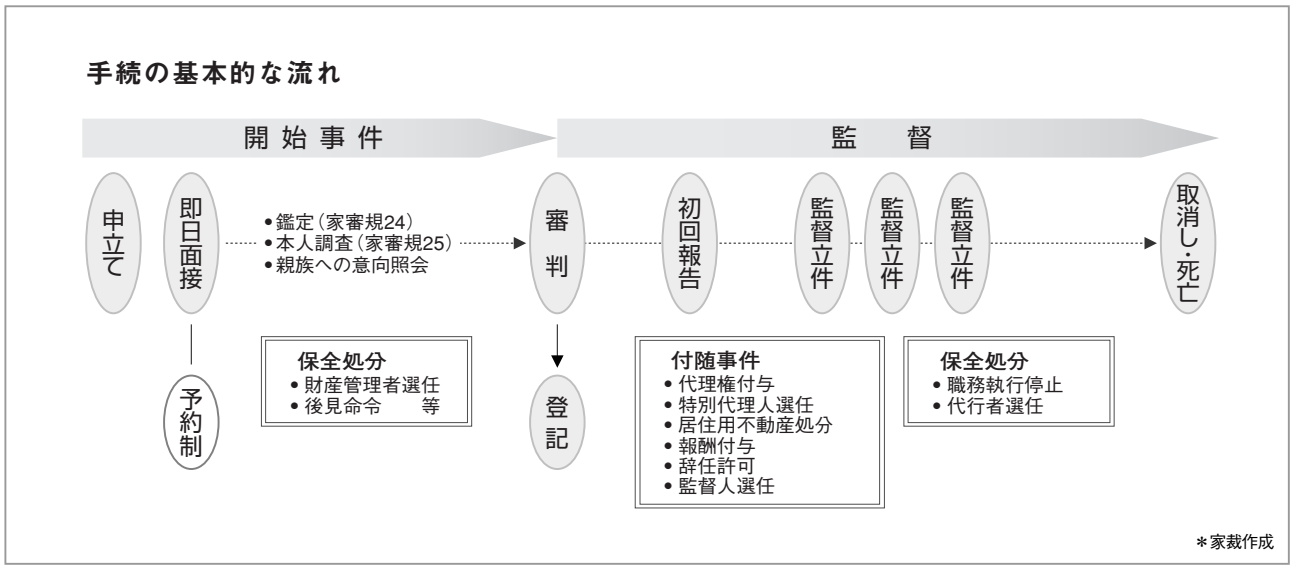

は，可能であれば同行してください。調査官面接が即日，実施されます。

キ　面接の内容

本人が同行している場合には調査官が，そうでない場合には参与員が面接をします。質問される事項は，申立事情説明書に記載された事実の確認がメインです。

(4) 添付書類

ア　「後見・保佐・補助　開始申立セット」に含まれる「成年後見申立てのための注意事項」の2頁目「成年後見申立て必要書類チェックシート」に列挙された書面は必ず添付してください。

イ　診断書

保険請求用のものとは異なります。東京家庭裁判所の定型書式を医師に手渡し，それに記入してもらってください。

ウ　診断書付票

これを作成した医師に鑑定も担当していただければ，手続がスムーズに進みます。医師に説明する際には，「鑑定書作成の手引」を裁判所のウェブサイトからダウンロードすると便利です。「手引」には，鑑定書のフォームも載っているので，初めて鑑定する医師への情報提供に使用するとよいです。なお，当該医師に鑑定を依頼することが正式に決まった場合，「鑑定依頼書」が直接，当該医師の手元に郵送されます。

2　成年後見人に就任する場合の留意点

(1)「Q&A」がバイブルです

まず，面接時に渡される「Q&A」を熟読してください。手続と書式が分かります。

(2) どうしても分からないことが発生したら

監督係（03-3502-5343）に電話で問い合わせてください。審判書に記載された開始係ではないので，注意が必要です。

ただし，監督係は6人の書記官が1万件以上を監督し，事件数は増加の一方です。「Q&A」に書かれているレベルの質問も多いようです。ですから，まずは自分の意見も記載した書面で問い合わせ，書記官からの電話による回答を待つのが望ましいです。

参考文献

①「東京家裁後見センターにおける成年後見制度運用の状況と課題」（判例タイムズ1165号）
※05年発行のため，付録のCD書式には変更点もあるが，後見センターの実務のベースは，この本にある。

② 岡本和雄著「家事事件の実務（成年後見）」（日本加除出版）
※各種申立を網羅して，解説している。